

鎌情・個審議第5号

平成22年3月30日

鎌倉市長 松尾 崇 様

鎌倉市情報公開・個人情報保護運営審議会

会 長 安 富 潔

鎌倉市長の所管に係る個人情報の取扱いに関する意見について

(答申)

鎌倉市個人情報保護条例（以下「条例」という。）第8条第4項第4号の規定に基づき、平成22年3月23日付け鎌市相第218号をもって諮問のありました事案につきましては、諮問の内容を適当なものと認め、ここに答申いたします。

つきましては、この条例による個人情報保護制度の公正かつ円滑な運営が図られるよう、また条例の運用に当たっては、その個人情報の性質に鑑み、個人の権利利益を侵害することのないよう実施機関において十分な配慮を願います。

なお、事案の性質上、条例第8条第6項の規定による本人への通知は、省略することができるものと思料します。

鎌倉市個人情報保護条例第8条第4項第4号の規定に基づく諮問事案

番号	事務担当課	事務の名称	個人の類型	収集する個人情報	収集する理由	収集先
30	市民相談課	携帯電話等 中継基地局 の設置にお ける計画 書・報告書等 受理事務	近隣住民	近隣住民説明 実施結果 報告書及び 地縁団体説 明実施結果 報告書に記 載される個 人情報	携帯電話等中 継基地局の設 置等に伴う紛 争の未然防止 のため、近隣 住民と事業者 等との間で行 われた説明内 容の報告を受け る。	事業者